

第1回口頭審理記録書

事案の表示	昭和45年第1933号 審査請求事案
期 日	昭和46年7月19日10時
場所及び 公開の有無	公開
公平委員会	(公平委員長) 足立忠三 (書記) 井川昭三 (公平委員) 小山孝夫 西 昭則 (公平委員) 米村 弘 深堀 清
当事者の 出席状況	別表のとおり
備 考	
次回期日	昭和46年7月20日10時

(審理の概要)

1. 公平委員長

本件事案の口頭審理の開始を宣言した。

2. 処分者側

公平委員長の質問に対し、審査請求書添付の処分説明書の写しは、処分時に請求者に交付された処分説明書と、その内容において相違ない旨述べた。

3. 公平委員長 請求者側

請求者は

- (1) 処分者本人神戸大学長を本審理に出席させること
- (2) 現在兵庫県警に勾留中の請求者側の上原代理人が本審理に出席できるように図ること
- (3) 神戸大学の現場検証を行なうこと
- (4) 神戸大学評議会等の本件処分に関する議事録等を本審理へ提出させること
- (5) 処分者の答弁書提出期限の延期申請を認められた理由と、その措置の不公平性
- (6) 請求者と処分者との不公平性
- (7) 公平審理制度の不公平性

公平委員長は退席を命じたが、同代理人はこれに応じなかった。

3. 公平委員長

請求者側に対し、公平委員長の審理指揮に今後従わなければ、審理を打ち切る旨述べた。

4. 処分者側

本件処分の事前手続について、公平委員会からの求釈明に対し、要旨次のとおり釈明した。

大学教員の懲戒処分については、教育公務員特例法に定めるところにより、大学評議会の審査の結果によらなければならないが、本件の場合には神戸大学教養部教授会の決定を受けて、神戸大学評議会で本件処分を決定している。

5. 公平委員長

公平委員長は実質審理に入る旨を再三にわたり告げたが、請求者側は、処分者本人と上原代理人の審理への出席要求等について繰り返し発言した。

6. 公平委員長 請求者側

公平委員長は請求者代理人らがパンを食べているのに対し、再三制止し、または退席を命じたが、同代理人らはこれにせず、他の請求者代理人らとともに、こもごも公平委員長のこの制止、命令に抗議の内容の発言を行なった。

7. 公平委員長

本件口頭審理の打ち切りを宣言した。

第3回口頭審理記録書

事案の表示	昭和45年第1933号 審査請求事案	
期 日	昭和46年7月22日 時	
場所及び公開の有無	公開	
公平委員会	(公平委員長) 足立忠三	(書記) 井川昭三
	(公平委員) 小山孝夫	西 昭則
	(公平委員) 米村 弘	深堀 清
当事者の出席状況	別表のとおり	
備 考		
次回期日	昭和46年7月23日 時	

(8) 処分者側の弁護士である代理人の、代理人としての不適格性

等、公平委員会または処分者側に対する要求・質問・主張等の内容の発言をくり返し、これに対し、公平委員長はその都度、要求については認められないか、または現段階では認められない旨の回答と、その理由の説明を、質問については回答を、主張については理由のないことの説明を行ない、そして、本件処分についての審理手続に入る旨を再三にわたり告げたが、請求者側は自己の要求がいられないのを不当としてこれに応じなかった。

4. 公平委員長

本日の審理は請求者側の要求事項をめぐる論議に終始したが、明日以降の審理では、事案の実質的な内容に入れるよう、審理関係者に協力することを要請する旨述べ、本日の審理の終了と、明日審理を続行することを告げた。

第2回口頭審理記録書

事案の表示	昭和45年第1933号 審査請求事案	
期 日	昭和46年7月20日10時	
場所及び公開の有無	公開	
公平委員会	(公平委員長) 足立忠三	(書記) 井川昭三
	(公平委員) 小山孝夫	西 昭則
	(公平委員) 米村 弘	深堀 清
当事者の出席状況	別表のとおり	
備 考		
次回期日	昭和46年7月22日 時	

(審理の概要)

1. 公平委員長

第2回口頭審理の開始を宣言した。

2. 公平委員長 請求者側

請求者側の請求をいれた公平委員長の指示に基づき、双方の代理人が自己紹介を行なった際、請求者代理人が請求者本人と同氏名、同住所等を紹介したのに対し、公平委員長は信用できないとして注意した。公平委員長のこの発言に抗議し、ヤジった請求者代理人に対して

保する意味で、教授会がその構成メンバーを一定時期まで外部には知らせないことを了承したものである。調査委員会の性格、目的は、大学紛争以来の請求者の行動についての事実関係の調査であって、この事実のみに限定することを、教養部教授会で決定した。

(2) 調査委員会の記事のある神戸大学発行の「広報」は、公平審理には提出していないのでここではその記事内容について釈明する限りでない。立証段階において審理に提出する証拠資料はあるが、松下講師問題の記載された神戸大学教養部広報22号、25号その他の資料を証拠資料として審理に提出する予定は、現段階においては無い。

(3) 調査委員会発足の経緯は、教養部広報22号の26ページから28ページに記載されているが、昭和45年3月13日の昭和45年度前期授業時間割編成の教養部教授会において、請求者の授業の時間割組入に関し、組み入れれば満足な授業が行なわれぬという予測がたち、組み入れなければ授業をするという権利をなく奪うことになるということが問題になった。

そこから請求者の処置の問題が起り、請求者の行動についての調査委員会を設けることに決定されたものである。

(4) 調査委員会は教養部教授会が自主的に設けたものであって、法的手続によるものではない。

5. 処分者側

処分説明書についての公平委員会からの求釈明に対し、次のとおり釈明した。

- (1) (1)に「『同人は、旧大学秩序維持に役立つ一切の労働(授業、しけん等)を放棄する』と宣言して」とあるのは、「六甲空間にて 松下昇」という文書で行なったものである。
- (2) (1)に「昭和43年度第2課程(夜間課程)一般教育課程後期の同人担当授業科目の成績表を提出せず」とあるが、これは神戸大学では昭和43年12月19日から全学ストライキに入っているため、同年10月16日から12月18日までの間の成績表を提出しなかったということである。

6. 公平委員長

本日の審理の終了と、明日審理を続行することを告げた。

第4回口頭審理記録書

事案の表示	昭和45年1033号 審査請求事案
期 日	昭和46年7月23日 時
場所及び公開の有無	公開
公平委員会	(公平委員長) 足立忠三 (書記) 井川昭三

(審理の概要)

1. 公平委員長

第3回口頭審理の開始を宣言した。

今回の審理再開は、請求者側の強い要望に基づき、公平委員会が記したところの、請求者側は今後公平委員長の審理指揮に全面的に従うと、今後直ちに実質審理を行なうのに協力すること、という条件について請求者の承諾を得たので、審理再開に至ったという経緯について述べてこれを確認した。

2. 処分者側

答弁書について補足、訂正はない旨述べた。

3. 処分者側

本件処分の事前手続についての公平委員会からの求釈明に対し、要旨次のとおり釈明した。

- (1) 大学教官の懲戒処分については教育公務員特例法に定めるところにより、大学評議会の審査の結果によらなければならないが、神戸大学においては、当該教官の所属する学部の教授会の議を尊重して評議会で決定するという慣行がある。
- (2) 本件処分に至った経緯は、教養部教授会の決定を受け、評議会が審査している。評議会議長は神戸大学長であり、講師の任命権者も学長である。
本件の場合、神戸大学評議会の決定につき、神戸大学長の名で処分を発令している。
- (3) 以上についての具体的経過は次のとおりである。

昭和45年3月18日と同月25日の2回の教養部教授会において、松下講師問題調査委員会を設け、調査委員を選任した。

4月8日には上記調査委員会の中間報告が教養部教授会に提出され、審議された。

4月15日の教養部教授会において事実調査の報告があり、その結果について審議した。そして神戸大学教養部教授会規程第6条に基づいて、教授会構成員の過半数出席のもとに出席者の3分の2以上の賛成をもって請求者を処分することに決定し、それを、4月16日付、教養部長名の文書をもって当時の戸田神戸大学長事務取扱に報告している。

この件についての大学評議会は、7月13日から開かれている。

なお、松下講師問題調査委員については、その選任は教養部長に委任されており、その氏名、人数等については、ある時期までは公表しないことになっている。

4. 処分者側

前記処分者の釈明に関する請求者側からの質問に対し、要旨次のとおり述べた。

- (1) 松下講師問題調査委員の氏名、人数を公表しないのは、当時教養部教授会の構成員何名かについて、本件に関し脅迫的な電話や落書きがあったため、調査委員の自由な活動を担

(公平委員) 小山孝夫

西 昭則

(公平委員) 米村 弘

深堀 清

当事者の
出席状況

別表のとおり

備 考

次回期日

昭和 年 月 日 時

(審理の概要)

1. 公平委員長

第4回口頭審理の開始を宣言した。

2. 公平委員長 請求者側

請求者側から直ちに公平委員会と処分者に対し求釈明を行なうことを要求する旨と、その理由について再三にわたり発言し、さらにこれに関し、代理人席から傍聴席への移動、起立沈黙の状態の継続等を行なったのに対し、公平委員長はその都度、通常の審理手続を変更して請求者側が今すぐ求釈明をしなければならない理由は認められないから、審理の現手続段階においては請求者から積極的に求釈明を行なうことは許可しない旨告げた。請求者側は公平委員長のとった措置に対し、抗議の内容の発言をくり返した。

3. 公平委員長

請求者側に対して、公平委員長の審理指揮に従わなければ、これ以上審理続行不可能と認める旨告げた。

4. 公平委員長 請求者側

請求者側山本代理人は、自己の徳島大学医学部の事件に関する審査説明書を読み、これを説明しはじめたのに対し、公平委員長は同発言を再三にわたり禁止したが、同代理人は前記発言を続行した。公平委員長は、公平委員長の審理指揮に従わないのであれば審理を打ち切る旨述べた。これに対し請求者側は、公平委員長の指揮には従っている、山本代理人は請求者として陳述しているのである旨等発言し、山本代理人は前記発言の続きを再開したのに対し、公平委員長は同発言の続行を禁止したが、同代理人は前記発言を続行した。

5. 公平委員長

本件口頭審理の打ち切りを宣言した。